

市税だより

市民税・県民税兼国民健康保険税の申告について 申告会場・受付時間が変わりました!!

※下表の受付期間、受付会場以外では申告できませんので、日時、会場を確認して申告してください。

受 付 期 間	2月16日(火)～2月26日(金)	3月1日(月)～3月15日(月)	3月16日(火)～5月9日(日)
受 付 会 場	那覇市民会館(中ホール)	那覇市民会館(中ホール)のみ	※申告受付停止 (新年度の課税準備のため停止します。申告 受付の再開は、5月10日(月)となります)
	市民税課(仮庁舎A棟2階)		

※申告受付の待ち時間を短縮するために、申告会場を4会場(本庁・市民会館中ホール・首里公民館・小禄支所)から2会場(仮庁舎・市民会館中ホール)に集約しました。

※首里公民館と小禄支所では、申告受付はできませんので、ご注意ください。

■受付時間：午前8時30分～午後4時まで

- 3月14日(日)は、那覇市民会館(中ホール)のみで受け付けています。 ※通常の(土)・(日)の申告はできません。
- 駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください。
- 申告期限までに申告がないと公営住宅の入居用、就学援助・保育園の入園等の際に必要な所得証明書等が発行できず、不利益をこうむる場合がありますので、ご注意ください。
- 所得のない方でも、市・県民税に関する諸証明や他の制度利用のための基礎資料となり、また国民健康保険加入の方の保険税の軽減判定資料となりますので、申告してください。
- 郵送による申告の受付(3月15日(月)までに送付してください)。
前年中に収入がなかった方、または、源泉徴収票、保険料控除の証明書などの必要書類(添付書類はお返しできません)が整っている方は、申告書に必要な事項を正しく記入して郵送しても差し支えありません。但し、記載内容に不備があったり、必要書類が同封されていないときは、当該申告書を返送する場合があります。

※営業・不動産収入があった方は、帳簿および領収書の確認がありますので、郵送では受付できません。

※連絡先の電話番号は必ず記入してください。

市民税課 〒900-8585 那覇市上之屋1-2-1

※詳細につきましては、市民税課までお問い合わせください。 ■お問い合わせ 市民税課(仮庁舎A棟2階) ☎861-3328 ☎861-1157

○納税催告センター開設
日・時間

市では、電話で納税の呼びかけを行う「那覇市納税催告センター」を開設しております。
センターは市役所仮庁舎内に設置され、専門のオペレーターが、納期が過ぎても納付の確認がとれない納税者に対し「那覇市納税催告センター」の名称で、電話による納税のお願いを行います。
対象となる税目は、市県民税、固定資産税および軽自動車税です。

「振り込み詐欺に」ご注意ください!
本センターでは、市税の納期が過ぎていることをお知らせし、早期納付のお願いを行うものです。
こちらから口座を指定して金銭の振込みを求めたり、現金自動預け払い機(ATM)の振込み操作を指示するようなことは絶対にあり

那覇市納税催告センター

水曜日以外の平日..
午前9時～午後1時
午後3時～同8時
水・土・日曜日、祝日..
午前9時～午後5時

■お問い合わせ
納税課 仮庁舎A棟2階
☎861-6902



市税は、市政を支える貴重な自主財源です。納期内の納付をお願いします

市・県民税における
住宅ローン控除の創設

(平成21年から平成25年
までに入居された方)
平成21年から平成25年
までに入居し、所得税の
住宅ローン控除の適用を
受けた方について、所得
税から控除しきれなかつ
た方について、所得税か
ら控除しきれなかった額
を翌年度分の個人住民税
から控除する制度が創設
されました。
尚、この制度の適用を
受けるには、市への申告
は必要ですが、所得税の
確定申告または年末調整
(初年度については、確定
申告)が必要になります。

■お問い合わせ
市民税課
(仮庁舎A棟2階)
☎861-3328
☎861-1157

那覇税務署からのお知らせ

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください!

国税に関する申告などの手続きができる
e-Taxは、自宅や事務所からインターネットを
利用して確定申告等ができる便利なシステムです。

e-taxを利用して確定申告すると...

1. 最高5,000円の税額控除が受けられます。
(平成19年分又は平成20年分での控除を受けた方は受けられません)
2. e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
3. 源泉徴収票や医療費の領収書等は、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。

確定申告期間は、職員の指導で市税務課のパソコンからもe-Taxで申告できます。事前に電子証明書(市窓口で発行)を取得(手数料が必要)しておく必要があります!

～自宅等からの利用に際しては、電子証明書とICカードリーダライタの取得が必要です。～

※詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または那覇税務署個人課税部門(☎867-3101)

住民税の住宅ローン控除

税源移譲に伴う住宅
ローン控除制度の改正

(平成11年から平成18年
までに入居された方)

平成11年から平成18年
までに入居し、所得税の
住宅ローン控除を受けて
いる方で、所得税から控
除しきれなかった額があ
る方は、市役所または税
務署への申告が必要でし
たが、平成22年度から、
改正により、この制度の
適用を受ける為、市役
所への申告は不要になり
ます。

那覇税務署からのお知らせ

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください!

国税に関する申告などの手続きができる
e-Taxは、自宅や事務所からインターネットを
利用して確定申告等ができる便利なシステムです。

e-taxを利用して確定申告すると...

1. 最高5,000円の税額控除が受けられます。
(平成19年分又は平成20年分での控除を受けた方は受けられません)
2. e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
3. 源泉徴収票や医療費の領収書等は、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。

確定申告期間は、職員の指導で市税務課のパソコンからもe-Taxで申告できます。事前に電子証明書(市窓口で発行)を取得(手数料が必要)しておく必要があります!

～自宅等からの利用に際しては、電子証明書とICカードリーダライタの取得が必要です。～

※詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または那覇税務署個人課税部門(☎867-3101)

平成22年度 土地価格等縦覧帳簿。 家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧について

左記の通り平成22年度土地価格等縦覧帳簿・
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

【期間】
平成22年4月1日(木)～4月30日(金)まで
(土曜・日曜および休日を除く)

【時間】
午前8時30分～午後5時15分まで
(昼食時を除く)

【場所】
資産税課(仮庁舎A棟1階) A-12番窓口

【縦覧のできる方】
那覇市内に土地・家屋を所有する納税者ま
たはその代理人(※償却資産に係る課税内容の
確認は固定資産課税台帳の閲覧で行います)。

【縦覧の際に持参していただくもの】
○納税者本人
本人確認のための書類(運転免許証または顔
写真入り住民基本台帳カード等)、納税通知書
○代理人(納税者以外)
納税者本人直筆の委任状及び代理人等本人
確認書類(運転免許証または顔写真入り住民
基本台帳カード等)、納税通知書
※「登録価格」について不服がある場合は、
固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の
公示の日から納税通知書の交付を受けた日
後60日までの間に那覇市固定資産評価審査
委員会に審査の申出をすることができま
す。但し、平成22年度は価格の据置き年度で
あり、地価の下落があったと認められる土
地や地目の変換・家屋の増改築などの特別
な事情があった場合を除き、審査の申し出
をすることができません。(審査申出は仮
庁舎A棟2階、税制課で受け付けます)。

●土地・家屋の縦覧に関するお問い合わせ
資産税課(仮庁舎A棟1階)
☎862-15320

●審査申出に関するお問い合わせ
税制課(仮庁舎A棟2階)
☎862-19903

あなたの土地は、住宅特例措置の 適用漏れはありませんか?

住宅やアパートなどの居
住用の建物が建っている土
地の課税標準額は、土地の
面積、住宅戸数等の一定の
要件を満たすとその価格の
「6分の1」または「3分の
1」に減額する特例措置が
あります。
市では、平成13年から
「住宅用地の適正課税のた
めの調査」を実施しており
ますが、課税誤りのない適
正課税のためには本市の調
査に加えて、市内に土地を
所有しているみなさまの協
力(申告)が必要となつて
おります。
土地の上に住宅やアパ
ートなどの居住用の建物が
建っているのに、特例措置
が適用されていない場合に
は、本来支払うべき税額よ
りも誤って多く支払うこと
になりますので、今一度所
有されている土地の課税内
容をご確認ください。
また①住宅を新築・増築
した場合や住宅の全部又は

一部を取り壊した場合、②
住宅の庭として使用してい
た土地を契約駐車場・変更
した場合、③家屋の全部又
は一部の用途を変更した場
合(住宅から店舗に、店舗
から住宅に変更した場合な
ど)などには住宅用地の認
定が変わる場合があります
ので資産税課へ申告をお願
いします。
みなさまの土地が適正に
課税されているかどうかは、
ご自身の納税通知書10ペー

償却資産の申告について

固定資産税は、土地、家
屋以外に事業用として用い
る機械、器具、備品、船舶
テナントなどの内外装や構
築物等も課税対象となりま
す。
これらの事業用資産を償
却資産といいます。この償
却資産をお持ちの法人や個
人事業主は、地方税法第3

83条の規定に
より、資産のあ
る市町村に毎年
1月1日現在の
状況を1月31日
までに申告して
いただくことに
なっております。
申告する内容
は、資産の種類、
名称、取得年
月、耐用年数
などです。
基本的には、
税務署での法
人税・所得税
の申告におい
て減価償却費
として損金又
は必要経費に
計上したもの
と同一の内容で
す。



尚、申告書様式及び
「申告の手引き」について
は、那覇市のホームページ
からダウンロードでき
ます。申告がまだの方は
早めの申告をお願いしま
す。
■お問い合わせ
資産税課
(仮庁舎A棟1階)
☎862-15320

課税物件明細書の見方

土地		納税通知書10P			
土地所在地	登記課税地目	登記課税地積(m ²)	分割課税	住宅特例	住宅特例地積 小規模用地地積
泉崎1-1-1	宅地	1,000.00	*	有	500.00
泉崎1-1-1	宅地	500.00	*	無	500.00
泉崎1-1-1	宅地	1,000.00	*	無	0.00
泉崎1-1-1	宅地	500.00	*	無	0.00
合 計		2件	1,000.00	0	147,500,000
					54,083,333

住宅用地については、税負担を軽減するための「特例措置」が設けられています。
「有」の表示→住宅特例が適用されています。
「無」の表示→住宅特例が適用されていません。
※住宅用地として利用しているのに「無」として表示されている場合や住宅用地として使用していないのに「有」が表示されている場合などには資産税課までお問い合わせください。



確認することができま
すので、誤りやその他疑問な点
がありましたら資産税課ま
でご連絡ください。
■お問い合わせ 資産税課
(仮庁舎A棟1階)
☎862-15320

不服申立てができます。

1. 市税の課税や差押えなどの処分についての不服のある方は、市長に対して、
文書により不服申立てをすることができます。

区 分	不 服 申 立 期 間
市税の課税の決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内、または差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日まで
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して60日以内、またはその公表の期日等のいずれか早い日まで

※固定資産税課税台帳の価格に不服がある場合は、価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に那覇市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

2. 上記1の不服申立てに対する決定を経た場合に限り、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として、処分取消の訴えの提起ができます。ただし、正当な理由がある時(例えば、不服申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないなど)は、決定を経ないで訴えの提起ができます。